

告示

埼玉県告示第百三十六号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
合名会社光和建设 株式会社グランドホ ーム	後閑 安喜	埼玉県川口市源左衛門新田一九四番 地三マリアージュ東川口三〇九 埼玉県川口市東川口三丁目三番三六号